

日本取引所自主規制法人 2026 年度考査計画

2026 年 3 月 30 日

日本取引所自主規制法人 考査部

I. 基本方針

当法人は、東京証券取引所及び大阪取引所の自主規制業務を担う専門の機関として、以下の基本方針に基づき、取引参加者における法令及び取引所諸規則（以下「法令等」といいます。）の遵守状況並びに業務及び財産の状況について考査を行います。

1. 取引所グループの一機関としての専門性を発揮した考査の実施

当法人は、市場の公正性と信頼性の確保のために、マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握しつつ、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関と連携し、専門性の高い考査を実施します。

2. 取引参加者の業務及び財産に係るモニタリング

金融庁・証券取引等監視委員会とも緊密に連携し、取引参加者に係る各種情報（取引所市場での売買状況、取引参加者から提出される各種届出書・報告書、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等）の収集・分析のほか、以下を柱としたモニタリングを行います¹。

(1) ターゲットを絞ったモニタリングの実施

複数の取引参加者において同様の不備の存在が懸念される場合や法令等改正への対応状況等について確認する必要があると判断した場合、アンケートやヒアリング、社内点検の実施要請等により横断的に取引参加者における実態を把握します。

また、取引参加者の経営体制・財務内容・業務執行体制の変化の状況、不備事案に係る改善状況及びリスクが高いと認められる業務の状況について、考査に加えてアンケートやヒアリング等のモニタリング手法を積極的に活用し、機動的に確認します。

(2) 定期的なコミュニケーションの実施

¹ 対面でのコミュニケーションのほか、Web会議ツール等も活用して行います。

検査担当責任者等の方々との定期的なコミュニケーションを通じて、取引参加者から提出される各種届出書・報告書等からは把握できないような各社の課題や内部管理態勢等の実態を把握します。

3. リスクベースアプローチに基づく考査の強化

考査やモニタリングの結果を踏まえて各取引参加者のリスク評価を行い、リスクベースアプローチの強化を図ります。また、実効的かつ効率的な取引参加者管理の実現のため、考査とモニタリングの全体最適を図ってまいります。

(1) リスクに基づく考査先の選定

リスク評価結果に基づきリスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考査先に選定します。

また、より深度ある確認を迅速に行う必要があると判断した場合、前回考査からの経過日数等にかかわらず、特定の項目に焦点を当てた機動的な考査を実施する場合があります。

(2) リスクの軽重等に応じた柔軟な考査の実施

リスク評価結果や考査先の業態・個別の状況を踏まえ、考査において焦点を当てるべき項目・テーマを選定します。また、リスクの軽重等に応じて柔軟に考査日数・人数を決定します。

4. 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

考査においては、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合の是正・フォローアップはもとより、不備とは認められなくても将来的にリスクとして顕在化し得ると捉えた事項については、経営陣も含めた双方向の対話による問題意識の共有を行うなど、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進します。

また、考査において認められた事例や、取引参加者横断的に実施した調査の結果については、セミナー等を通じて情報発信を行うとともに、取引参加者におけるコンプライアンス人材の不足に対応すべく、人材育成に主眼を置いたサポート活動の拡充を図ってまいります²。

² 現在当法人が行っているサポート活動及びサポートコンテンツの詳細については、別紙を御参照ください。

II. 2026 年度における取組

1. 考査にあたり留意する主な環境変化・制度改正等

(1) 市場における違反行為等の状況

長期国債先物における取引参加者の自己取引において、重層的な発注形態による見せ玉での相場操縦行為が認められたことを踏まえ³、大阪取引所は、2025 年 11 月 20 日に「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」⁴の改正を行いました⁵。

考査においては、システムリスク管理態勢、不公正取引の防止に係る売買管理態勢、高速取引行為等を含む注文管理態勢の整備状況における不備が多く認められました。特に、売買管理態勢については、2024 年 11 月 5 日の東京証券取引所におけるクロージング・オークション導入に伴う「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン」の改正を受けた抽出基準の変更対応等が適切に行われていない状況が、複数の取引参加者において認められたことを踏まえ、当法人は、2025 年 6 月 30 日に東京証券取引所の取引参加者に対して、当該改正に伴う対応が適切に完了しているか、社内点検を実施するよう要請しました⁶。

また、2025 年度に発生した新規上場時の会計不正事例を踏まえ、東京証券取引所と当法人は、2025 年 12 月 12 日に「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」を公表しましたが、主幹事取引参加者においても、適切な引受審査機能の発揮が引き続き求められます⁷。更に、近年、上場会社に係る公開買付け等の件数が増加している中、取引参加者の役員（当時）が業務で知った情報をもとに内部者

³ 2024 年 12 月に大阪取引所及び東京証券取引所による処分が行われました。

⁴ 当該ガイドラインは、規制の潜脱行為を防止する観点から、「取引参加者限り」としています。（東京証券取引所の同ガイドラインについても同様です。）

⁵ 上場株券等においても、当該事案を踏まえた売買管理態勢の整備に努めるよう、東京証券取引所から改めて要請しております（2025 年 11 月 20 日）。

⁶ 結果については、2025 年 12 月に開催した「COMLEC 考査実務者セミナー」にて御紹介しました。（セミナーの資料は、2026 年 1 月 29 日付で検査担当責任者・内部管理統括責任者宛に通知しております。）

⁷ その他、2025 年度は 1 社において国内株式営業に係る不適切な業務運営の状況（顧客に対する虚偽告知及び誤解表示等）が認められ、東京証券取引所及び大阪取引所による処分が行われました（2025 年 6 月）。

取引を行った事例が認められています⁸。

(2) 取引参加者におけるビジネスモデルの変化等

一部の取引参加者において、経営環境等の変化に伴い、経営権の譲渡やビジネスモデル・業務執行体制を大きく変更する事例が認められています⁹。こうした先に対しては、内部管理態勢整備の進捗状況を継続的なモニタリングや考査を通じて確認していますが、内部管理態勢が事業内容に応じて適切に構築されておらずシステム対応の遅延や基本的な市場規制への違反等が多く発生している状況も認められています。

また、経営体制やビジネスモデルの変更に伴い、コンプライアンス業務に従事する人材の確保・育成に課題を残す取引参加者も散見されており、それに起因して考査等で指摘を行った事項に係る改善対応が滞る事例も認められています。

(3) ITの利用に係る状況

2025年度は、取引参加者のウェブサイトやアプリ等を装ったフィッシングサイト等で窃取したID・パスワード等の顧客情報による、インターネット取引サービスでの不正アクセス・不正取引の被害が多く発生しました。こうした状況を踏まえ、2025年10月15日に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(金融庁)及び「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」(日本証券業協会)の改正が行われました¹⁰。

考査においては、システム運用をベンダーに委託している取引参加者を中心に、システムリスクに関する洗い出しや評価が不十分な状況やシステム障害を含む緊急時の対応の整備が不十分な状況等が認められています。

(4) 高速取引行為等をめぐる状況

取引所においては、高速取引行為者の注文件数及び売買高・取引高が高いシェアを占めており、こうした中で考査においては、高速取引

⁸ 証券取引等監視委員会が取引参加者の元役員等を2026年2月19日付で東京地方検察庁に告発しております。

⁹ 対面営業やディーリングを中心とするビジネスモデルから、オンライン専業へと変更する事例等が認められています。

¹⁰ ログイン時等の重要な操作時における、フィッシングに耐性のある多要素認証の導入や顧客への通知機能の提供等が求められています。

行為を受託する取引参加者において、高速取引行為顧客からの注文や累積ポジション等に対して過大な発注制限値が設定されている事例等が散見されています。

2. 重点審査項目等

上記の環境変化等を踏まえ、2026年度は、以下の(1)～(3)を重点的に確認します。

(1) 不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況

不公正取引のおそれのある取引の抽出・審査・措置に加え、当法人から不公正取引に係る照会（海外原始委託者に関する情報を含む。）を受けた際の対応や売買管理業務に係る内部監査の実施状況、昨今のマーケットの活況を踏まえた売買審査件数の増加への対応も含め、顧客層等を踏まえた実効性のある売買管理態勢が整備されているか、当法人売買審査部門等とも連携しつつ検証します。

また、今般の長期国債先物の自己取引における相場操縦事案を踏まえ、自己取引やデリバティブ取引に係る抽出基準を整備している場合にはその妥当性を検証するとともに、自社の自己取引やデリバティブ取引の特性を踏まえたフロント部門でのモニタリングのほか、重層的な発注形態による見せ玉も含め、売買管理部門での売買審査の実効性について検証します。

高速取引に関しては、抽出件数が大量となる場合の売買審査対象の絞り込み方法の妥当性について検証します。

プリンシプルベースの売買審査¹¹については、その導入状況をフォローし、導入した取引参加者については、導入に当たっての要件が充足されているか等について検証します。また、売買審査業務にAIの活用を開始又は検討している取引参加者については、その活用にあたり売買審査の実効性が担保されていることが適切に確認（導入時に加えて継続的な確認を含む。）できる態勢を構築しているか等について検証します。

¹¹ 東京証券取引所は、取引参加者が一定の要件を満たした売買管理体制を整備していること等を条件に、取引参加者の業態や顧客属性等に応じた売買審査を柔軟に認めています。（東京証券取引所「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」第4条第1項第1号c）

(2) システムリスク管理態勢の整備状況

サイバー攻撃について、今般の監督指針及びガイドライン¹²の改正を踏まえ、顧客被害の発生を防ぐための対策（ログイン時等の重要な操作時における、フィッシングに耐性のある多要素認証の導入や顧客への通知機能の提供等）について検証します。また、サードパーティ等のサプライチェーン全体を考慮した、サイバー攻撃への対策（リスク評価、対応手順の策定、訓練の実施等）が有効に講じられているか等についても、併せて検証します。

また、取引参加者における売買取引の受託、発注及び決済等に関するシステムの開発・運用が適切に管理されているかについて検証します。システム関連業務を外部委託している場合は、取引参加者が主体的に外部委託先の業務状況等を確認しているか検証するほか、クラウドサービス等の新技術を活用している場合は、当該サービス固有のリスクの把握や取り扱うデータ及び適用する業務の重要度に応じた低減措置を行っているか等について検証します。

更に、全てのシステムを網羅的に確認のうえ、重要性の高いシステムについて、現状の対策状況を把握したうえで脆弱性や脅威の程度を評価し残存するリスクを特定しているか検証するほか、洗い出したリスクに対し十分な対応策を取っているか等について検証します。

システム障害に関しては、システムの安定稼働の観点から有効な障害対策（自社システム及び取引所システム等に係る障害ケースへの対応手順の整備や、主要業務での複数ルートの実装等）が適切になされているかに加え、障害発生事象について原因を把握し当該原因を踏まえた再発防止策の策定が適切に行われているか等について検証します。

(3) 高速取引行為等に係る注文管理態勢等の整備状況

高速取引行為等に関して、マーケット・アクセス・ルールへの対応状況や累積ポジション等に係る制限値の妥当性を含む注文管理態勢の整備状況について検証します。また、アルゴリズムの誤作動等、異常な注文を防止するための管理態勢の整備状況や、異常発生時への対応を含め高速取引行為に係るシステム管理・通信管理等についても適切な態勢を構築しているか検証します。

¹² 2025年10月15日に改正が行われた「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（金融庁）及び「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」（日本証券業協会）を指します。

(4) その他考査等において注視する事項

以上のほか、近年取引参加者を取り巻く状況を踏まえて、当法人が考査等を行うに当たっては主に以下の事項に関して注視していきます。

- ・ 主幹事取引参加者における新規上場申請会社に対する各種指導や引受審査に係る業務の適正性¹³
- ・ 法人関係情報の管理を含む、取引参加者における内部者取引未然防止態勢の整備状況
- ・ 不公正取引防止等の観点での金融商品仲介業者への指導・監督の実施状況
- ・ 最良執行規制の改正に伴う対応状況
- ・ 経営権譲渡やビジネスモデルの変更、それに伴う組織再編等があった取引参加者における、経営体制、今後のビジネスモデルを含む事業計画、業務執行体制等への影響
- ・ 前出のクラウドサービスに加え、RPAやAIの活用等をはじめとした、取引参加者におけるデジタルトランスフォーメーションへの対応状況。また、それらを踏まえたビジネスモデルの変化及び内部管理態勢の整備状況
- ・ 海外での規制変更や、海外関連法人での財務リスクの発現等が取引資格を持つ本邦法人に与える影響
- ・ 顧客の高齢化や売買手数料の引下げ競争等に伴う顧客資産の流出等を受け、新たな収益源を確保するための新商品やサービスの多様化等の動き
- ・ 銀証連携ビジネスを展開する取引参加者における、ファイアーウォール規制遵守に係る態勢整備状況

3. 当局及び他の自主規制機関との情報交換・連携

取引参加者に対する監視機能の総体としての向上に貢献するため、金融庁、証券取引等監視委員会、日本証券業協会及び他の取引所等との情報交換・連携及び問題意識の共有について、引き続き強化を図ります。

4. 考査業務に関する情報発信

考査・モニタリングの考え方や実施状況、措置の状況等について引き続き広く情報発信を行います。これらは、取引参加者に対して考査上の観点

¹³ 2025年12月12日に東京証券取引所と当法人が公表した「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応について」の内容を考慮した主幹事取引参加者の対応状況について注視します。

や考査で認められた不備の状況を共有することで適切な対応を促すこと、また、資本市場関係者に対して取引所市場の信頼性確保の観点から当法人の考査業務について理解いただくことを目的としています。

5. 内部管理態勢改善のサポート活動等

情報発信等を通じて法令等違反の未然防止を図るのに加えて、考査等で不備が認められた事項の改善対応についても、継続してフォローアップを図ります。

また、2025年度より開始したコンプライアンス人材の育成に主眼を置いたセミナーについては、2026年度も引き続き開催いたします。

その他の考査の実施に係る具体的な要領及び取引参加者へのサポート活動については、別添資料を御参照ください。

以 上

別添資料

1. 考查の実施要領

取引参加者に対する考查は、原則として以下の要領により実施します。

(1) 考查の種類

取引参加者の業務及び財産に係る継続的な分析に基づき、考查を行う必要性がより高いと判断される取引参加者に行う「一般考查」、考查終了後、必要に応じて1年程度以内をめどに改善状況を確認するために行う「フォローアップ考查」又は各種状況に基づき特定の項目に焦点を当てて行う「特別考查」により行います。

(2) 他の自主規制機関との合同検査

日本証券業協会及び他の金融商品取引所と同時かつ一体的に行う合同検査を今後も継続して実施します。

(3) 考查の事前通知等

考查を実施する場合には、原則として、4週間程度前に考查の開始日及び方法等を、2週間程度前に担当考查員の氏名等を、取引参加者代表者あてに通知します。

考查に当たっては、当法人から考查対象会社の検査部門担当者に考查に必要な各種資料の作成を事前に依頼します¹⁴。

(4) 考查方法

取引参加者の本店等に臨店して行う「実地考查」又は取引参加者からの提出書類に基づいて行う「書類考查」により行います。

実地考查では、帳簿書類等の各種資料を調査するとともに、取引参加者の役職員との双方向の対話によって業務実態を多角的に分析し、業務運営上の問題点等を検証します。

(5) 考查期間及び考查員数

取引参加者の規模や実態を踏まえたリスクの軽重等に応じて、考查期間及び考查員数を決定します。

(6) 考查結果の説明等

考查終了後、考查の結果や内部管理態勢の整備状況の評価等について、取引参加者代表者及び内部管理統括責任者等に説明するとともに、考查結果を取引参加者代表者あてに通知します。

(7) 考查結果に基づく措置

¹⁴ 事前に作成を依頼する既定の資料のフォーマットは、Target より入手可能です。なお、取引参加者の業務内容等により、既定のフォーマットに加えて事前に資料作成をお願いすることがあります。

考查の結果、法令等に係る違反行為等が認められた場合は、公益及び投資者保護を確保する観点から、取引参加者に対して取引所による処分¹⁵、勧告又は当法人による注意の喚起等の措置¹⁶を行います。

| 法令違反等 | | 内部管理態勢の不備等 |
|-------|------------|------------|
| 処分 | 取引資格の取消し | 勧告 |
| | 売買等の停止又は制限 | |
| | 過怠金の賦課 | |
| | 戒告 | |
| 注意の喚起 | 担当理事による注意 | 要請 |
| | 考查部長による注意 | |
| | 担当考查員による注意 | |

(8) 考查終了時の意見交換及び意見の申立て

考查終了時の意見交換等により取引参加者と考查員との間での事実認定に関する認識の一致に努めます。万一認識が相違する場合、取引参加者は、当法人に対し意見を申し立てることができます¹⁷。

(9) 取引参加者における不備事項の改善

考查において指摘した事項については、考查後も担当考查員が継続的に当該事項の改善状況の確認を行い、取引参加者において着実な改善が実施されるよう取り組みます。また、必要に応じて改善に向けた御相談に応じる等のサポートを行っていきます。

(10) 考查に関するサーベイ

当法人が実施した考查の状況等について幅広く御意見を伺い、考查業務の改善に役立てるべく、考查結果通知を送付した取引参加者の検査担当責任者等にメールを中心としたサーベイを行います。

2. 取引参加者へのサポート活動

セミナーや公表資料等を通じ、考查の着眼点や指摘事例等をわかりやすく公表・説明することによりその理解を促し、取引参加者における内部管理態勢の自主的な改善のサポートに努めております。また、日頃の業務運営において御不明・御不安な事項等が生じた場合は、適宜お問い合わせく

¹⁵ 「当法人が処分内容を決定する際の留意事項 (<https://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/points-of-note/index.html>)」(2013年7月16日)

¹⁶ 措置の決定に際しては、当該取引参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度、内部管理態勢の状況等を総合的に勘案します。

¹⁷ 意見の申立てを受けた場合は、当該申立ての内容等を踏まえ、必要に応じて事情を聴取し、公正に審理します。

ださい。詳細は別紙を御参照ください。

以 上